

議案第99号

平成24年度羽曳野市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成24年度 羽曳野市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成24年度羽曳野市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

平成24年12月21日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

第 1 表 債 務

事 項
施設管理運営委託料（高年生きがいサロン2号館）
施設管理運営委託料（高年生きがいサロン3号館）
施設管理運営委託料（高年生きがいサロン5号館）
施設管理運営委託料（高年生きがいサロン6号館）

負 担 行 為

期 間	限 度 額
平成24年度～平成27年度	市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料
平成24年度～平成27年度	市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料
平成24年度～平成27年度	市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料
平成24年度～平成27年度	市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込額）		当該年度以降の支出予定額	
		期 間	金 額	期 間	金 額
施設管理運営委託料 （高年生きがいサロン 2号館）	市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料			平成24～27年度	市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料
施設管理運営委託料 （高年生きがいサロン 3号館）	市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料			平成24～27年度	市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料
施設管理運営委託料 （高年生きがいサロン 5号館）	市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料			平成24～27年度	市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料
施設管理運営委託料 （高年生きがいサロン 6号館）	市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料			平成24～27年度	市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料

額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

（単位：千円）

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国（府）支出金	地 方 債	そ の 他	
市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料のうち対象となる経費に対する法定負担割合に基づく額（国・府）		市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料のうち対象となる経費に対する法定負担割合に基づく額（保険料・支払基金・市）	市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料から特定財源を差し引いた額
市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料のうち対象となる経費に対する法定負担割合に基づく額（国・府）		市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料のうち対象となる経費に対する法定負担割合に基づく額（保険料・支払基金・市）	市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料から特定財源を差し引いた額
市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料のうち対象となる経費に対する法定負担割合に基づく額（国・府）		市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料のうち対象となる経費に対する法定負担割合に基づく額（保険料・支払基金・市）	市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料から特定財源を差し引いた額
市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料のうち対象となる経費に対する法定負担割合に基づく額（国・府）		市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料のうち対象となる経費に対する法定負担割合に基づく額（保険料・支払基金・市）	市と指定管理者の協定書に基づく指定管理料から特定財源を差し引いた額